

BM 情報ランド推進協議会 運営要領

平成 13 年 7 月 2 日制定
平成 15 年 7 月 10 日改定
平成 15 年 10 月 28 日改定
平成 16 年 2 月 24 日改定

第 1 条（名称）

本会は、BM（ビーエム）情報ランド推進協議会と称する。

第 2 条（目的）

本会は、建築物の運営・管理・保全・環境等に関連する諸団体が中核となり、ビルマネジメント及びビルメンテナンス分野における多角的、多面的な情報ネットワークを組織することによって、関連する種々の情報を集積・管理するシステムの構築に努め、建築物のライフサイクル全般に関わる人々に対して、有用な情報の発信・交換の場を提供することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) ビルマネジメント・ビルメンテナンスに関するネットワークの構築
- (2) ビルマネジメント・ビルメンテナンス分野における情報化支援
- (3) ビルマネジメント・ビルメンテナンス情報総合管理システム(以下「BM情報管理システム」という)の構築
- (4) ビルマネジメント・ビルメンテナンスに関する情報発信及び情報交換の促進
- (5) ビルマネジメント・ビルメンテナンスに関する情報戦略の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条（BM情報ランドの会員）

1．BM情報ランドの会員は次の2種類とする。

- (1) 維持会員 ... 建築物の運営・管理・保全・環境等に関連する団体
- (2) 賛助会員 ... BM情報ランド推進協議会の目的に賛同し、その事業に積極的に協力する法人

2．BM情報ランド推進協議会への入会及び抹消等の審議は、第5条に定めるシステム運営委員会において行う。

第 5 条（運営）

1．円滑な事業推進及び組織運営のために、BM情報ランド推進協議会にシステム運営委員

会を設置する。

2. BM情報ランド推進協議会に会長及び副会長を置く。会長はBM情報ランド推進協議会全体の円滑な運営に努め、副会長はそれを補佐する。
3. システム運営委員会は、維持会員及び賛助会員の組織が推薦する有能な個人で構成され、ビルマネジメント及びビルメンテナンス分野における情報戦略を検討するとともに、事業計画を立案し、BM情報ランド推進協議会の基本的な事項を審議する。
4. システム運営委員会に委員長及び副委員長をおく。委員長はBM情報管理システムの構築・運営を統括し、副委員長はこれを補佐する。
5. BM情報ランド及びBM情報管理システムの構築に関する個別の研究組織として、知識・技術を有する専門家を含めたワーキンググループを必要に応じて設置する。
6. BM情報ランド推進協議会の事業は、当面、(社)全国ビルメンテナンス協会の情報ネットワーク事業の一環として推進される。
7. BM情報ランド推進協議会の収支は(社)全国ビルメンテナンス協会で審議され、当面、(社)全国ビルメンテナンス協会の「BM情報ランド特別会計」において処理する。

第6条（運営協力金等）

1. 本会の事業を推進するために、維持会員及び賛助会員は運営協力金として、毎年度当初に60,000円（但し初年度は70,000円）を納入するものとする。
2. 両会員とも、BM情報ランド内で情報や物品の売買を行った際には、取引高に応じて別途手数料を支払うものとする。

第7条（BM情報ランド）

1. BM情報ランドは、BM情報総合管理システムにおける外部向けのプラットフォームとしてこれを位置づける。
2. BM情報ランドの運営、システムの維持を図るため、BM情報ランドに参加を希望する者、あるいは広告掲載を希望する者から、別に定める料金を徴収する。

第8条（事務局）

本会に事務局を置く。当面は(社)全国ビルメンテナンス協会の事務局がこれに当たる。

第9条（雑則）

この会則に定めるものの他、BM情報ランド推進協議会の運営等に関し必要な事項は、システム運営委員会においてこれを定める。